

令和元年度第4回 事業評価監視委員会審議案件一覧

事業区分	事業名	事業採択年度	前回評価年度	再評価理由(事後評価)		特に重点的な審議を要する案件 事務局(案)						備考	
				⑤の理由		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	重点の理由		
道路	1 一般国道4号 春日部古河バイパス	H18	H27	④	—	一括	-	-	-	-	-	-	
	2 一般国道20号 八王子南バイパス	H9	H29	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要性が生じたため	一括	-	-	-	-	-	-	
	3 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道(金沢～戸塚)	S63	H27	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要性が生じたため	重点			○			トンネル構造、施工計画の変更及び軟弱地盤対策の実施により推定事業費が顕著に増加するため	
	4 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道(横浜湘南道路)	H13	H28	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要性が生じたため	重点			○			トンネル構造、施工計画の変更により推定事業費が顕著に増加するため	
	5 東関東自動車道水戸線(潮来～鉾田)	H21	H29	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要性が生じたため	重点			○			軟弱地盤対策の実施により推定事業費が顕著に増加するため	
	6 一般国道357号 東京湾岸道路(東京都区間)	S43	H27	⑤	立体計画の実施により、現時点で評価する必要性が生じたため	重点					○	交差点立体計画が確定したため	
公園	7 明治記念大磯邸園整備事業	H29	—	⑤	基本計画が策定され、現時点で評価する必要があるため	重点					○	基本計画が策定され、国と地方公共団体の役割分担が決まったため	

◆再評価理由

- ①: 事業採択後3年間で経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間で経過した時点で継続中の事業
- ③: 準備・計画段階で3年間で経過している事業
- ④: 再評価実施後5年間で経過している事業  
(経過措置で、審議件数を平準化するために実施)
- ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業

◆重点審議案件の選定

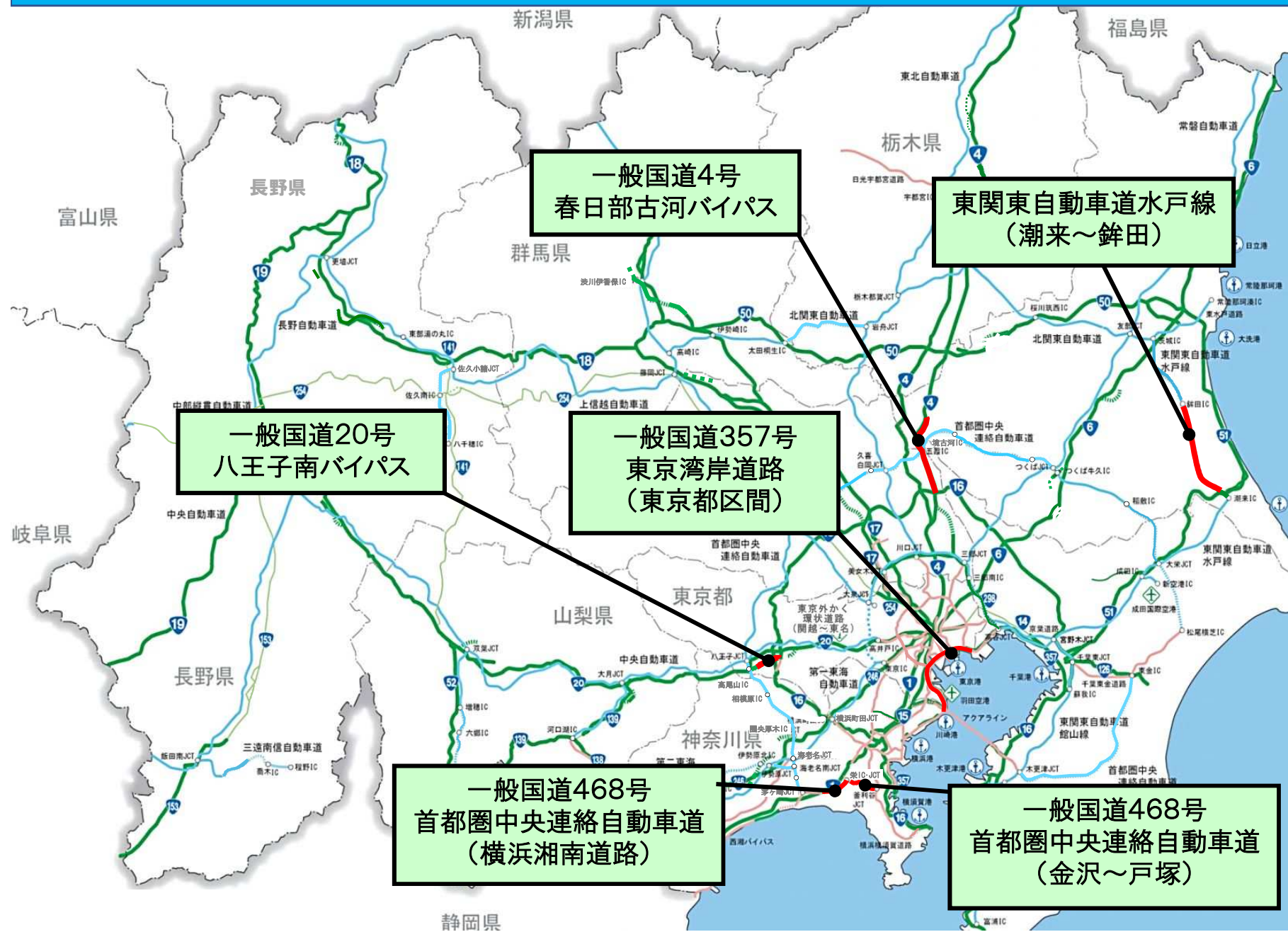
- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
- (b) 推定便益が顕著に減少する事業
- (c) 推定事業費が顕著に増加する事業
- (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e) その他の要因

審議件数(再評価) 7件

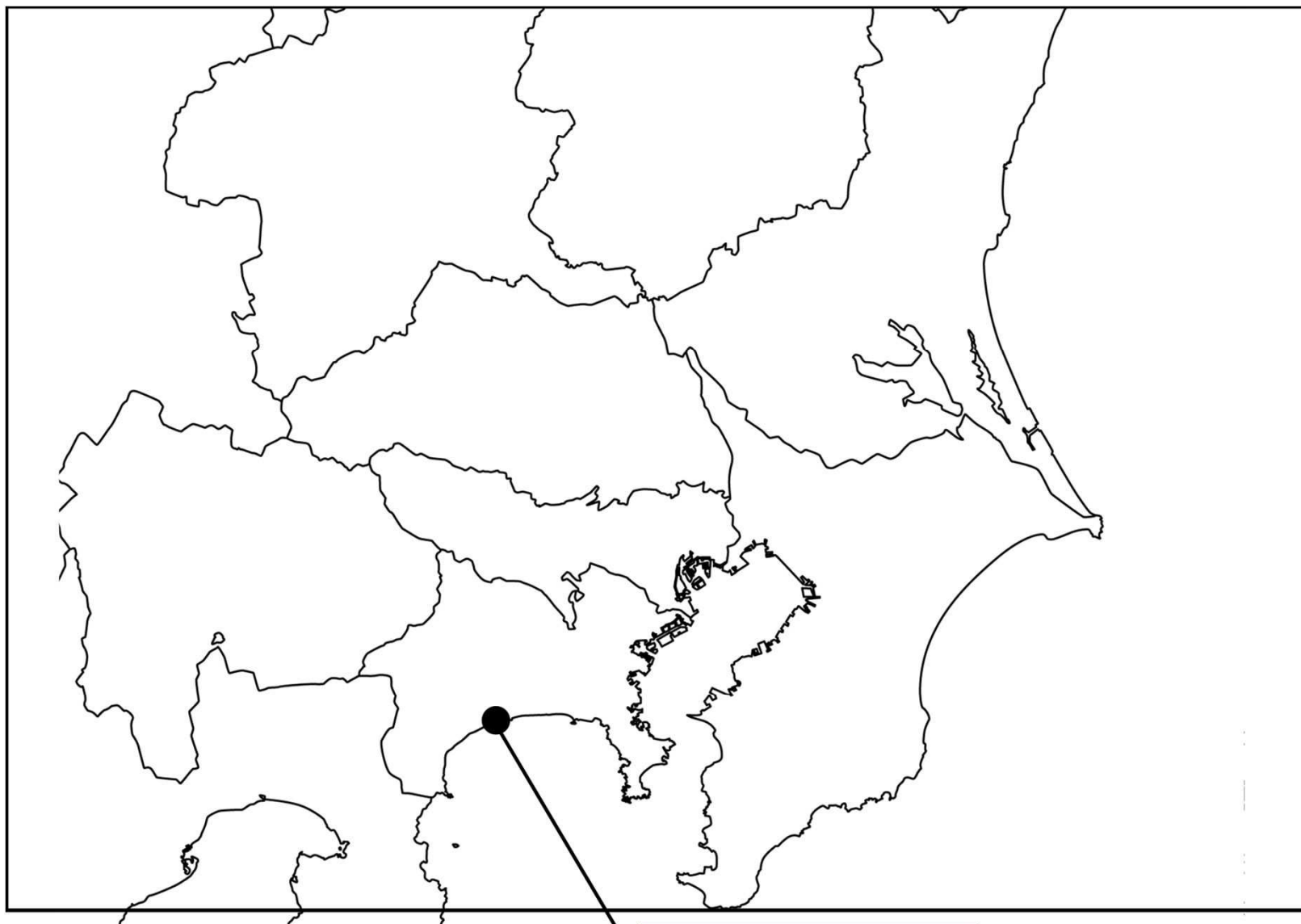
◆一括審議案件の選定

前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、重点審議案件として扱う。

# 第4回事業評価監視委員会 道路事業位置図



# 第4回事業評価監視委員会 公園事業位置図



明治記念大磯邸園  
整備事業